

熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程等の 一部改正について（警察本部）

1 改正した規程等

- (1) 熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程（平成 26 年熊本県警察本部告示第 11 号）
- (2) 熊本県警察行政文書管理訓令（平成 26 年熊本県警察本部訓令第 13 号）
- (3) 熊本県警察行政文書取扱訓令（平成 26 年熊本県警察本部訓令第 14 号）
- (4) 熊本県警察秘密文書取扱訓令（平成 26 年熊本県警察本部訓令第 15 号）

2 報告の経緯

(1) 1(1)の経緯

熊本県物品取扱規則（昭和 39 年熊本県規則第 20 号）の一部改正に伴い、熊本県出納局から、「特定消耗品の適正な管理について（通知）」（令和 7 年 1 月 24 日付け管調第 336 号）により、特定消耗品の管理方法等の変更に伴う通知がなされたことから、当該規程の一部を改正する必要性が生じたもの。

(2) 1(2)～(4)の経緯

令和 7 年春の組織改正に伴い、当該訓令の一部を改正する必要性が生じたもの。

3 施行日

- (1) 1(1) 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 1(2)～(4) 令和 7 年 3 月 31 日

4 改正点

別添「新旧対照表」のとおり

5 事後報告の理由

以下の理由から今回、本委員会に事後報告をするものである。

- 1(1)の規程の改正は、熊本県の規則の改正に伴うものであり、本委員会に諮問するいとまのない、また、実施機関である警察本部長に裁量の余地のない改正であること。
- 1(2)～(4)の訓令の改正は、行政文書の管理方法の変更ではなく、管理制度運営上の形式的な変更であること。

事後報告の根拠

熊本県行政文書等に管理に関する条例の規定に基づき、規則その他の規程を改正するときは、熊本県行政文書等管理委員会にあらかじめ諮問することとなっているところ、平成 26 年 7 月 18 日の熊本県行政文書等管理委員会において、「法令等の改正に伴う改正」及び「組織改編に伴う改正」については、事後報告とする旨の承認を得ている。

別添

熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程新旧対照表

(下線の部分は、改正箇所を示す。)

新					旧								
別表(第2条、第3条、第5条関係)					別表(第2条、第3条、第5条関係)								
事項		業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置		事項		業務の区分	文書の類型	保存期間	保存期間満了時の措置	
1～17 [略]					1～17 [略]								
18 物品の管理及び処分に関する事項					18 物品の管理及び処分に関する事項								
[略]					[略]								
[削る]					<u>18-5</u>		<u>特定消耗品の管理に関する事項</u>	<u>特定消耗品の管理</u>	<u>特定消耗品管理簿</u>	<u>口座抹消の日に係る特定日以後3年</u>	<u>廃棄</u>		
<u>18-5</u>		[略]			<u>18-6</u>		[略]						
<u>18-6</u>		[略]			<u>18-7</u>		[略]						
<u>18-7</u>		[略]			<u>18-8</u>		[略]						
19～25 [略]					19～25 [略]								

別添

熊本県警察行政文書管理訓令新旧対照表

(下線の箇所は、改正部分を示す。)

新	旧
第 1 条 〔略〕 （定義） 第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 〔略〕 （5） 所属 警察本部の課、科学捜査研究所、<u> </u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、熊本市警察部の課、警察学校並びに警察署をいう。 第 3 条～第 2 8 条 〔略〕 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 〔略〕	第 1 条 〔略〕 （定義） 第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 〔略〕 （5） 所属 警察本部の課、科学捜査研究所、<u>機動捜査隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、熊本市警察部の課、警察学校並びに警察署をいう。 第 3 条～第 2 8 条 〔略〕 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 〔略〕

別添

熊本県警察行政文書取扱訓令新旧対照表

(下線の箇所は、改正部分を示す。)

新	旧
第1条 [略] (定義) 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 所属 警察本部の課、科学捜査研究所____ ____、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、熊本市警察部（以下「市警察部」という。）の課、警察学校並びに警察署をいう。 (4) [略] 第3条～第12条 [略] (到達行政文書の処理) 第13条 [略] 2～5 [略] 6 警察本部庁舎以外の庁舎にある所属に到達した行政文書については、庶務を担当する係（警察署にあっては、総務を担当する課又は係）の職員が受領し、前各項の規定に準じて処理するものとする。 第14条～第16条 [略] (所管外文書の処理) 第17条 文書取扱主任は、配布を受けた行政文書が他の所属（警察署にあっては他の課又は係）の所管に属すると認めるときは、直ちに、これを広報県民課（警察署にあっては<u>総務を担当する課又は係</u>）の職員に回付するものとする。 第18条～第36条 [略] 別表第1 [略] 別表第2（第9条、第10条関係） 1・2 [略] 備考 1 「○」の部分には、次に掲げるところにより所属名の略字を記入する。	第1条 [略] (定義) 第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 所属 警察本部の課、科学捜査研究所、<u>機動捜査隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、熊本市警察部（以下「市警察部」という。）の課、警察学校並びに警察署をいう。 (4) [略] 第3条～第12条 [略] (到達行政文書の処理) 第13条 [略] 2～5 [略] 6 警察本部庁舎以外の庁舎にある所属に到達した行政文書については、庶務を担当する係（警察署にあっては、<u>総務課又は係</u>）の職員が受領し、前各項の規定に準じて処理するものとする。 第14条～第16条 [略] (所管外文書の処理) 第17条 文書取扱主任は、配布を受けた行政文書が他の所属（警察署にあっては他の課又は係）の所管に属すると認めるときは、直ちに、これを広報県民課（警察署にあっては<u>総務課又は係</u>）の職員に回付するものとする。 第18条～第36条 [略] 別表第1 [略] 別表第2（第9条、第10条関係） 1・2 [略] 備考 1 「○」の部分には、次に掲げるところにより所属名の略字を記入する。

所属名	略字	所属名	略字
警察本部	[略]	[略]	[略]
刑事企画課	[略]		
捜査支援分析課	捜分		
[略]	[略]		
科学捜査研究所	[略]		
[削る]	[削る]		
[略]	[略]		
[略]			

2 「×」の部分には、次に掲げるところにより警察署の課又は係名の略字を記入する。

警察署の課又は係名	略字	警察署の課又は係名	略字
[略]	[略]	[略]	[略]
生活安全課	生	刑事課鑑識係	[略]
[削る]	[削る]	刑事課鑑識庶務係	鑑
刑事・生活安全課	生	刑事第一課鑑識係	[略]
生活安全係	[削る]	刑事第一課鑑識庶務係	鑑
[削る]	[削る]	刑事・生活安全課鑑識係	[略]
[略]	[略]	刑事・生活安全課鑑識庶務係	鑑
		警備課	備
		[削る]	[削る]
		総務・会計課	総会
		刑事・生活安全課	刑事
		地域・交通課	地交

3 [略]

別記様式第1号～別記様式第14号 [略]

所属名	略字	所属名	略字
警察本部	[略]	[略]	[略]
刑事企画課	[略]		
[新設]	[新設]		
[略]	[略]		
科学捜査研究所	[略]		
機動捜査隊	機捜		
[略]	[略]		
[略]			

2 「×」の部分には、次に掲げるところにより警察署の課又は係名の略字を記入する。

警察署の課又は係名	略字	警察署の課又は係名	略字
[略]	[略]	[略]	[略]
生活安全課	生	刑事課鑑識係	[略]
生活安全係	生	[新設]	[新設]
刑事・生活安全課	生	刑事第一課鑑識係	[略]
生活安全係	生	[新設]	[新設]
刑事・生活安全課警察安全相談係	生	刑事・生活安全課鑑識係	[略]
[略]	[略]	[新設]	[新設]
		警備課	備
		警備係	備
		[新設]	[新設]
		[新設]	[新設]
		[新設]	[新設]

3 [略]

別記様式第1号～別記様式第14号 [略]

別添

熊本県警察秘密文書取扱訓令新旧対照表

(下線の箇所は、改正部分を示す。)

新	旧
第 1 条 [略] (定義) 第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 所属 警察本部の課、科学捜査研究所、<u> </u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、熊本市警察部の課、警察学校並びに警察署をいう。 第 3 条～第 2 2 条 [略] 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 [略]	第 1 条 [略] (定義) 第 2 条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 所属 警察本部の課、科学捜査研究所、<u>機動捜査隊</u>、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊、熊本市警察部の課、警察学校並びに警察署をいう。 第 3 条～第 2 2 条 [略] 別記様式第 1 号～別記様式第 6 号 [略]